

和光市図書館協議会委員長 様

和 光 市 図 書 館 長

和光市図書館協議会に対する諮問について

図書館法第14条第2項の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

1 諮問事項

- ・第2次和光市図書館サービス計画（令和3年度）の取組状況及び評価について
- ・第2次和光市図書館サービス計画（令和4年度）の取組状況及び評価について
- ・「第3次和光市図書館サービス計画」について
- ・「第4次和光市子ども読書活動推進計画」について